

最低賃金

三重県 最低賃金

時間額

■発効日：令和5年10月1日

※三重県内で働く全ての労働者に適用されます。
(下表の特定(産業別)最低賃金が適用される方は除かれます。)

973円

使用者も
労働者も

必ず
チェック!

三重県 特定(産業別) 最低賃金

電線・ケーブル製造業最低賃金

時間額 **999円**

発効日 令和5年12月21日

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 **987円**

発効日 令和5年12月21日

建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額 **1,022円**

発効日 令和5年12月21日

※「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」の取り扱いについて



チエウくん

「三重県最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金(時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効)」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金(時間額762円 平成15年12月15日発効)」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金(時間額843円、平成27年12月20日発効)」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金(時間額923円、令和3年12月21日発効)」が適用される労働者については、三重県最低賃金(時間額973円)の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金引上げ 支援制度のご案内

業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して、生産性向上を実現しましょう。最低賃金引上げ支援として、業務改善助成金があります。是非、ご検討ください。

多助くん



お問い合わせは、三重労働局賃金室 **TEL 059-226-2108** 又は最寄の三重県下各労働基準監督署へ

関連ページはこちら

ウェブ検索はこちらへ

三重労働局



最低賃金に関する特設サイト



働き方改革推進支援センター



業務改善助成金



- 最低賃金のチェック
- 無料相談窓口

最低賃金制度 検索

三重 働き方改革推進支援センター 検索